

会 議 録

会議の名称	第4回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成 26 年 1 月 21 日（火） 10 時 15 分～11 時 30 分
開催場所	大牟田市役所北別館 4 階 第 1 委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0 人
出席委員	宮崎智美（会長） 道山治延（副会長） 後藤和子 竹本安伸 湯村紀子
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 山形真理子 同 主査 山田寿美子 同 担当 西原一彦
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて（諮問） 保有個人情報等の取扱いについて（報告）
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の1件目、企画総務部情報化推進室が電子計算機の結合をすることについて事務局から説明を。 (資料に基づき説明)
事務局 情報化推進室	平成 25 年 7 月にホームページのクラウド化として、外部との電子計算機の結合について諮問したときは、市民のこえ等で入力した個人情報は作業終了後にサーバからデータが消えると説明していたが、メールマガジンに関する個人情報がホームページのサーバに残ることが分かった。 メールマガジンは広報おおむたとまなびのカタログのメールマガジンの2種類があり、広報おおむた等公開日、目次、市ホームページの該当ページのURLアドレス等をメールマガジンの登録者に送る機能となっている。 現在は、ホームページのシステムの業者と電子メールのシステムと連携がとれており、メール機能を使用してメールマガジンを送付しているため、ホームページのサーバに個人情報は保存されないが、新しいホームページの業者のソフトと市役所で使用しているメールのソフトとの関係で、メール機能を使用してメールマガジンを送付できないことが分かった。 システム間の連携が取れないため、新しいシステムを使用することになる。昨年に協議した内容に一部修正が加わり、メールマガジンを登録した方のメールアドレス等は、継続して情報を発信する必要があるため、消去されずに残ることとなる。
会長	質問や意見はないか。

委員	ホームページとメールマガジンは1つのサーバで運用するの か。
情報化推進室	1つのサーバですべての機能を運用すると負荷がかかるため、機能ごとに複数のサーバで運用する。
会長	セキュリティ上は問題ないか。
情報化推進室	サーバがあるデータセンターは、回線、ハードウェア上のセキュリティが非常に高いため、問題ない。
委員	個人情報メールアドレスだけではなく、性別等も収集するの か。
情報化推進室	広報おおむたのメールマガジンはメールアドレスのみの収集となっているが、まなびのカタログのメールマガジンは、担当課が統計をとるために、性別、年代、市内と市外居住の区別を収集している。
委員	性別などを入力しないと、まなびのカタログのメールマガジンに登録できないのか。
情報化推進室	メールアドレスは必須項目だが、性別等は任意となっている。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	公益上特に必要があるとともに個人の権利利益を侵害するおそれがないため、電子計算機の結合を行ってよい か。
委員全員	<了承>
会長	この件は電子計算機の結合を行ってもよいものとする。
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の2件目、市民部 税務課が保有個人情報の目的外利用をすることについて 事務局から説明を。 (資料に基づき説明)
事務局	大牟田市においては、市内全域を都市計画法の規制を受 ける都市企画区域に指定しており、昭和46年9月14日に 線引きとって、市街化区域と市街化調整区域に分けるこ とを行った。
建築住宅課	市街化調整区域は、特定のものを除き開発行為、建築行 為を禁止しているが、都市計画法の手続を経ずに建築され た違反建築物等も存在しているため、建築していい場所か どうかの相談や違反建築物の通報等があり、建物を建てる ことが合法かどうかを確認する必要がある。線引き前から 宅地で建物が存在しており、従前と同一の敷地、用途、規 模であれば合法となるため、線引きしたときに宅地だった か、建物がすでにあつたかどうかなどを調査することにな る。登記されていれば登記簿謄本で確認できるが、登記さ れていない場合もある。このときは、税務課が所有する土 地や家屋の課税された年、規模、用途についての情報を目 的外利用することにより、合法かどうか確認できるよう なる。
	また、用途地域という原則建築物を建てることのできる 地域があるが、建築基準法により、建築できる建築物とで きない建築物が定められている。
	建築基準法は大きな地震、火災が発生したり、技術革新

<p>会長 委員 建築指導課 委員</p>	<p>等によって法改正が何度も行われている。建物の所有者が法改正の度に改善できればよいが、そうするのは不合理であるため、法改正があっても法改正以前から建っている建築物であれば、違法建築物として取り扱わないようになっている。そのため、建築物を見ただけでは合法かどうか確認ができない。</p> <p>登記されていれば登記簿謄本により建築年が確認できるが、登記されていない場合があるため、税務課が所有する建築年等の情報を目的外利用するものである。</p> <p>質問や意見はないか。</p> <p>提供する件数は何件ぐらいか。</p> <p>年間 20 件ぐらいになる。</p> <p>逆に建築指導課から税務課に情報を提供しているものはあるか。</p>
<p>建築指導課</p>	<p>税務課だけに提供しているものではないが、建築主や建物の配置などが記載されている建築計画概要書は、建築基準法の規定により誰でも閲覧できるようになっている。</p>
<p>会長</p>	<p>建築主が届出をしないため、税務課で把握していないものの又は確認が遅れたもの等はないか。</p>
<p>建築指導課</p>	<p>税務課では、定期的に航空写真での確認及び現地の見回り等を行っている。</p>
<p>会長 委員全員</p>	<p>他に質問や意見はないか。</p> <p>< なし ></p>
<p>会長</p>	<p>公益上特に必要があるため、目的外利用を行ってよいか。</p>
<p>委員全員 会長</p>	<p>< 了承 ></p> <p>この件は目的外利用を行ってよいものとする。</p>
<p>会長</p>	<p>議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局から説明を。</p>
<p>事務局 会長 委員</p>	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>質問や意見はないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>アンケートは対象者が住民票の住所に住んでいないため、戻ってくることもあると思うが、その場合はどうするのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>戻ってきた封筒を廃棄することで、個人情報が残らないようにしている。</p>
<p>委員</p>	<p>21 ページの検察庁に外部提供した情報に受診医療機関名があるが、初めて提供した情報か。</p>
<p>事務局 会長 委員全員</p>	<p>いいえ。以前も提供したことがある。</p> <p>他に質問や意見はないか。</p> <p>< なし ></p>
<p>会長</p>	<p>以上で審議会を終了する。</p>